

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1～4号炉の廃止措置計画認可申請及び保安規定変更認可申請に関するヒアリング
2. 日時：令和3年3月3日（水） 10時00分～11時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※1・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ実用炉審査部門
藤森安全管理調査官※1、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐

東京電力ホールディングス株式会社 廃止措置部 廃止措置準備室長他10名※1

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※2 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他
提出資料
 - ・資料1-1 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）
 - ・資料1-2 福島第二原子力発電所 事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁のミキヤです。それではこれから福島第二の廃止措置計画及び保安規定のヒアリングを始めたいと思いますので、まずは資料の確認から空力さんお願いします。
0:00:16	はい、東京電力の大塚です。よろしくお願いします。二つです。資料 1-1 というものと資料 1-2 というもののどちらも保安規定のうち、フォローと影響とかそのプロセスとかについての説明するものとこれは前回の審査会合で、
0:00:34	指摘事項として残ってるものでございまして、その意見については本日回答させていただきます。よろしければ説明を始めます。はい、お願いします。
0:00:49	東京電力の堀野です。本日はよろしくお願いいたします。
0:00:55	バツレスは本日を用意したら資料の説明に入る前に前回の審査会合を作っ てですね、理解は終わったところもございまして、誠に申し訳ございませんって いうそれですね、そこは当社と低調。
0:01:15	ちゃんとのところでちょっとずれが生じているところがあるなと思ってるところが ございまして、それから放射性廃棄物でないっていうところで判断するかって 言うところが福島っているかなっていうふうに感じております。
0:01:34	いうと、ちょっと前回直って土地利用そのものが今ございませんので、今日資 料 1-1-2 という資料があれば、話出していただきたいんですけども、資料 1-1-3 ページ。
0:01:50	スライドになりますが、フロー載せてございます。
0:01:56	ちょっと一部修正はしてございますけれども、だいたいの形は前回の審査会合 と同じになっておりますので、
0:02:05	令和の 1 回位よろしいか会合ではですね当社はですね、NRの判断放射性会 計物として、ほぼ放射性廃棄物でない廃棄物として判断するところ。
0:02:24	につきましては右側の白のひし形ですね、NRとして判断するか。
0:02:32	いうところでもって、当基金放射性廃棄物でないっていうか有機物多けれとか 判断いたします。
0:02:43	今ここではその適切に管理されたっていう使用履歴、設置状況の記録等によ り汚染がないことを判断するっていうことで、国のガイドラインにも、
0:02:58	そういうふうに書いてございます。今ここで判断したものをその次の白のひし 形で理論均質議員会曲線の飲酒近海未満かどうか測定評価になりますの で、
0:03:16	という判断はその前のてるひし形のNRとして判断するかで判断してそのあと 人のための確認測定大きく行ってそこで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:30	放射性廃棄物でない廃棄物ということで、炉規法から外れるっていうのが当社の説明なんですけれども、前回の審査会合の中では書き込むさんがおっしゃっておっしゃられていたのは、その前の場合に、
0:03:50	ところですね、ちょっと今日はちょっと表現を変えておりますけれども、検出限界値未満のところ合併という検出限界以上の通りましてその下、
0:04:05	N効果は通期括弧セシウム 134137 によるものが、これが前回の資料の中では、プラントに予備品変換器というふうにしてございませんでしたけれども、
0:04:18	次調査のおっしゃられたのはこのプラント運転による汚染かというところで炉規法から外れるっていうふうに判断しているされたのかなというふう理解したんですけれども、そこでよかったですよね。
0:04:41	はい。
0:04:48	規制庁ツカベですけどちょっと前とその菱形のところの
0:04:52	そのプラント運転による汚染かというのをええられてしまったので、ちょっとまた話が全然変わってしまってるんですが、
0:05:03	前の資料でプラント。
0:05:06	運転による汚染化でYesに行ったらもう放射性と以来の
0:05:11	賛成。
0:05:12	はい。
0:05:14	放射性廃校ずに該当すると思ってますということです。
0:05:19	私が言ったのはどちらかというと、その網羅と影響だけで、
0:05:26	最後が放射性廃棄物になってしまうのはおかしいですよということを会合で申しました。
0:05:36	以上です。聞こえてますが、当然、
0:05:41	東京電力ウエノですね、少しまだの聞き取りづらいところがございますけれども、相場の部隊、大体はことができました。
0:05:51	そういう
0:05:53	鉛直層、
0:05:55	その前回の経営等の審査会合の資料のフロント運転による漏水とかのところではビーマのお話ですとか技術だったら、もちろんそれから廃棄物で、
0:06:11	PMのところであれば、
0:06:14	いう回ん放射性回帰物でないっていう、いうところだとおっしゃっているかなと理解しました。
0:06:26	ただ、ただですねもう今回営業等当社の神戸市のひし形のところが放射性廃棄物でない廃棄物を判断するプロセスということで、
0:06:42	この右側の白のひし形並びになるとして判断するかって言うところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:49	いや、
0:06:52	黒字の判断方法、こちら施設先ほども申しあげましたけれども、
0:06:58	その適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等による汚染がないという ことを判断するということで、多分、例えば緩和設備ある設備が
0:07:14	もう設置されてから、
0:07:17	例えば 20 年間ぐらい設備が設置されてたとしたら、20 年間で当選の履歴 がないっていうのBEPUのが、ここの後ろのひし形のリーダーとして判断する か。
0:07:33	それなので、過去の記録等も集めて判断するっていうのが、
0:07:41	この流れになってございます。
0:07:45	うん。
0:07:47	このといった通信フローのつくりといたしましても、仕事で検討を抱えているプ ロセスですね白の四角とか、ひし形で書いてるプロセスが 32 条の流れになる わけですけども、その 30 水を
0:08:06	放射性廃棄物でない廃棄物を判断して、グレーのところ書いてるプロセスと いうのは、降下物による影響を評価するっていう規定プロセスになっておりま すので、
0:08:23	いう流れ的にはまずその 5 ヶ月による影響を評価して、そのあと放射性廃棄 物でない廃棄物、今までの議論で言うとそのプラントを汚染がないということ を言うプロセス。
0:08:38	右するっていうふうに考えております。
0:08:46	以上、それだけ駅前以上でございます。
0:08:54	はい、きちっとツカベです。そういうふうにちょっと前回の会合と説明が全く変わ ってしまっているんで、
0:09:04	最初は議論やり直すことになるかなと思っているんですが、一つのその鉄塔 網羅を入れるところは廃棄物では、放射性廃棄物ではないというところは、
0:09:15	らっしゃい同じ。
0:09:18	判断になってると思うんですが、今新しく書いた降下物によるものかっていうと ころのフローでいうと、仮にそのその他の
0:09:31	核種で汚染されていても、そのプラント以来の例えばコバルトであるとかです ね。
0:09:37	それについても、そのフォールアウトのほうのラインに行ってしまうことになる ので、
0:09:43	そうすると、プラント由来の放射性物質
0:09:48	放射性廃棄物になるべきものが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:51	崩落等として処理されてしまうと。
0:09:55	いう可能性があるフローになってしまってると思ってます。
0:10:05	東京電力のウエノですっていうそういう意味ではその白のひし形のところが仰って海外物でないことを判断するプロジェクトでF0のところ干ばつの影響評価をするってことになりますので、今それはグレーのひし形ですね。
0:10:25	国家物の影響がメーカーの10mSvを超える場合に、この除染等による対応を行うかからまたその下に行きまして、降下物により要請したものとして、管理区域内で適切に管理、
0:10:44	いやこの四角の状態切るのは、このグレーのプロセスの中で透過物により要請したものに合わせてとなります。継続アメリカンズmSv超えていますので、ただまたコンクリの段階では、
0:11:02	申し合わせ廃棄物でない廃棄物等はまだ判断されてない状態にする、それはもうこの機種のもひし形のほうへまた進んでいないからということになります。
0:11:15	なので、そのグレーの四角の効果物による補正したものとして、管理区域なり適切に管理っていうところは、その効果は常により押せましてるんですけども、まだ放射性廃棄物
0:11:32	でないとは照明は借りてない状態ですので、今ここではまだ炉規法からは溢れてない。
0:11:39	というふうに理解しております。
0:11:42	以上です。
0:11:49	規制庁ツカベですけどそういう意味で言うと、もう一つお願いした放射性廃棄物というものと、汚染された崩落の汚染されたものっていうのは別管理してくださいという、
0:12:02	ことも再三言っていますけど。
0:12:05	それが今、
0:12:08	下のほうのグレーのほうの最後のところで、降下物とか、
0:12:12	によって汚染されたものを
0:12:15	という管理になって中にひよっとしたらプラント以来の
0:12:20	放射性物質で汚染されてるものも入っている可能性があるということで、結果的にこちらから求めたことは満たされていないと思うんですけど。
0:12:30	そこはどうなるんですか。
0:12:36	東京電力の上野です。ちょっと別管理するってということに対しましては今日の資料で後で御説明させていただきますけれども、他バッテリーにより汚染したものとして、都市識別今回防止の管理は行って参ります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:56	そういう意味ではなく、店別にちゃんとわかるように分けて管理するところは変わりません。
0:13:05	以上でございます。
0:13:21	規制庁ツカベです。それで、そこはおかしいですよねということ言って、前回会合でそのプラント運転によるものかというフローが追加になっているので、それで良しとした経緯もあるので、
0:13:37	ここはそうじゃないですということであれば、もう一度整理して説明いただく必要があると思います。
0:13:51	東京電力の上野です。すみませんグレーのひし形鉄塔三つ並んでるところの二つ目ですね、放管括弧セシウム 134137 によるものが、
0:14:07	これは実質的に表現を変えているだけになります。
0:14:13	日では降下ば継ぐ核種分析で効果はセシウム 1313Revによるものかというのは、裏を返せば、プラント運転による株主がないかということになっておりますので、
0:14:31	次に、
0:14:32	この降下通平成も 134137 によるものが想定はあるってということは、そのコバルト 60 とかを見ると、ESA効果物による汚染の方へ主体に行く場合は、
0:14:50	そういうコバルト 60 とかの化学性が込まれていないってということで意識したもののというふうに考えております。
0:15:02	B以上でございます。
0:15:03	規制庁のツカベですって、そういうことであるのであれば、それがわかるように、どう書いてください。
0:15:12	というのがお願いになります。
0:15:15	以上です。
0:15:30	東京電力のです。了解いたしましたそういう意味では意味がですね、今の補足説明資料の記載がTBLの出でヒアリングで御指摘をいただきましてこのような効果は普通のセシウム 134137。
0:15:49	であることを確認するってことを期待しております。
0:15:54	以上でございます。
0:16:07	貼ってそれをフローに書いてくださいという。
0:16:11	そのプラント以外のものがここで
0:16:14	ノーになりますというのはわかるようにしてくださいというお願いです。
0:16:21	それとも出かけんじゃないかなどですとか東京電力の上野でございます。コメント了解いたしました。斎藤。
0:16:31	期待するようにいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:36	以上です。
0:16:47	はい、水道ツカベでお願いしますって今前提の御説明ということだったので、説明をお願いします。
0:16:58	東京電力の方ウエノでございます。それでは資料 1-1 の資料、そこを説明させていただきます。
0:17:08	また 2 ページが左まず
0:17:12	2 ページ目のスライドで第完全に上及び第 33 条の運用に係る全体フローにおいて、加圧により、
0:17:24	号線されたものとして、管理区域内で適切に管理されたものについて、その後のプロセスでは当社廃棄物としての未処分またはNR判断の再申請していただく傾向ラウロ報告処理した場合というふうに 1 ページの通り修正するという事で、
0:17:44	次ページというのが今ほど 3 ページ目のフローでございます。
0:17:49	3 ページ目のフローに
0:17:53	※の 3。
0:17:54	放管により要請したものが近くで広告物により汚染したのものとして、
0:18:01	管理区域なりで適切に管理の近くの用語でここにある※の 3 を追記してございます。
0:18:09	ごみの山は放射能レベルの大きい時間的減衰によるいるアンダーの再申請側の弁なお汚染の種類や放射能レベル等がわかるように、識別表示問題防止措置等の
0:18:25	いう適切な管理を行う大きい。
0:18:30	次してございます。
0:18:32	1 続きまして 2 ページ名持っていただきまして、
0:18:37	二つ目の四角でございます。
0:18:40	MeV保安規定について、福島第二原子力発電所においては、過去に施設、施設全体として、ほかの影響ありと判断しており、保管場所の影響評価を漏れなく行うことから、分布調査については指定していない。
0:18:57	なお、次の通り、第 13 条第 1 から 4 号で一連の保安活動の内容が規定されている点条件等の対応については、具体的な運用手順レベルとして社内危険にページ総会を定めます。
0:19:17	資料につきましてはツリーちょっと 4 ページご覧ください。
0:19:25	いつもご参考でF4 ページ目、東北電力の女川原子力発電所の情報の記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:36	4 ページ目の、その左側というって女川原子力発電所の第 208 事業が事業の 3。
0:19:46	いう場合につきましては、有効化物の分布調査を行われるということにつきましてはその結果日報Ⅱで、
0:19:56	うん。
0:19:58	結局、
0:20:01	いつ限界値未満でなかった場合に、検査 3 ぽつ 4 ポツですね、効果の影響が年間 10mSvを超えるかどうかという評価に移ることになります。
0:20:18	NULそれに対しまして、どう当初福島第二ではですね、各々が残留ところの効果物の分布調査は行わずに、コクブ分布調査で言うところの、もうすべてが検出限界
0:20:37	もう覚えていると。
0:20:40	人全部含めて保安規定の条文がスタートしてございますので、福島第二の度合いは年間 10mSvを超えるかどうかというところの評価から得られる形になりますので、
0:20:57	保安規定のほうでは記載していないということになります。
0:21:04	5 ページ目につきましては、除染等のところにつきましては女川のところを機会はございませんってところで載せてございます。
0:21:17	あとそれを踏まえまして、補足説明資料の方。
0:21:24	機械を変更してございます。
0:21:28	いう資料 1-2 の
0:21:31	資料になります。
0:21:34	資料 1-2。
0:21:36	いうことを説明資料の原発は 13 ページになります。
0:21:45	下の掲示で 13 ページになります。
0:21:52	こちらのいやいやいうと上のほうで経営しなお第 1 図に示す。そのあと別、また一方、追記しております。
0:22:05	また保安規定第 32 条放射性廃棄物でない廃棄物の管理との全体的な運用フローを第 2 図に示す。
0:22:15	第 2 図に示すような具体的な運用手順等については社内規定に定めるということで、
0:22:24	21 ページ。
0:22:27	のほうに、
0:22:30	先ほどっていうと、ポイントのほうで載せましたあのフローを
0:22:36	記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:40	もう1点は、この資料の18ページになります。
0:22:47	18ページのところでは広告物による汚染されたものとして、識別表示今回防止措置等も行い、管理区域内で適切に管理するということで、識別表示混乱防止措置等を行うというのを、
0:23:04	18ページ追記しておりますが、現場これにつきましては年間10mSv、こういう場合以下のY両方ですね、ここは行って参りますので、この管理区域の
0:23:21	中も外も含めて行って参りますので、すべてのところにおきまして、識別表示問題防止措置等を内容を追記してございます。
0:23:36	その他の修正箇所としましては、すみませんまた戻っていただきまして、恐縮ですけれども、資料1-1-3Pから先ほどのフローでございましたが、
0:23:52	ローム表現変えたところ、3ヶ所ございます。
0:23:58	まずブルーウエノをいうとひし形が三つの管理所の分けて一番売りでございますが、
0:24:05	今、検出限界値未滿カットしております。これ以前は系統汚染がないか、学校検出限界値未滿かっていってということで書いてございましたが、ちょっと誤解を与えてしまったと。
0:24:22	いうところもございまして、検出限界値未滿としておりますのでその下につきましては先ほどご説明
0:24:31	あわせましたように硬貨おつセシウム1343流れによるものとしております。
0:24:39	あともう1ヶ所、左側の当グリーの近くで助成等と書いてあるところがあります。ここはもともと除染って書いてあったんですけども、その前の広田委員長転倒による会議を行う加工の健康をしておりますが、どことの記載の整合ということで、
0:24:59	現状検討ということにしております。
0:25:04	別名につきましては以上になります。
0:25:09	はい、ありがとうございました。
0:25:17	まず資料としては、
0:25:21	この資料1-1で言うと、2ページ目の説明が追加になりました。
0:25:28	それから3ページで東京電力の上野でございます。途中で申し訳ございません。根底が載せてるところで説明するのを引き継ぎいたしました。申し訳ございません。ちょっと先ほどフローも別途サンプル3ページ。
0:25:44	いうところになります。
0:25:46	あっちの3ページの一番下のところですね、どういう。
0:25:51	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:53	一番下で今見るある判断を再修正※4としてございます。これにつきまして、という意味も放射性廃棄物としての処分括弧第 31 条
0:26:05	またはNR判断の再申請と記載しておりましたが、ここにつきましては、放射性廃棄物としての処分は削除してございます。
0:26:17	以上でございます。
0:26:21	はい。
0:26:23	そのフローについては、先ほどのその前にあった議論で、
0:26:30	この廃棄物GM管の中の貨物の接種費 134137 によるものだというのはPRAプラント運転による汚染化という形で元に戻すということですかね。
0:26:48	東京電力の上野です。とこです、捨てるどころ次のセシウム 13137 によるものか一度注釈をつける形で、今同じこと言ってることになろうかと思いますが、プラント運転による整理か。
0:27:09	うん。
0:27:11	20 のわかるようにしたいと思います。
0:27:15	おーい
0:27:16	はい。
0:27:25	プラント運転。
0:27:27	による洗缶を排除したかった跡が右側にあるNRとして判断するかという意向は、
0:27:38	基本的に白抜きになるので、
0:27:52	最初に御説明いただいたところで、
0:27:56	そのNRとして判断するかというのはこれ履歴とか記録で、それまでプラント由来の
0:28:04	汚染の
0:28:07	汚染がないことを履歴とか記録で判断できるのではという御説明がありました
0:28:15	が、それがイエスに繋がっていろいろ検出限界未満で降りてくると。
0:28:21	いずれもNRの最新性とか搬出处分というのが、これはいずれも、
0:28:34	放射性廃棄物ではないということで、
0:28:40	これがフォールアウトの
0:28:42	それも影響のないNRだと。
0:28:45	いうところで、
0:28:49	フローが切り分けられています。
0:28:52	そういう理解で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	ですね、又案の再申請のところでもともとあった放射性廃棄物の処分の記載を今回落とした
0:29:05	はい。
0:29:09	そんなんですか。
0:29:14	規制庁ツカベですけど、今その包絡側で、その後、*で3をつけて飛ばされているんですが、
0:29:24	基本的にもその四角の中に、*3つけてしまって、
0:29:30	スタッフの畑で比較的※米印の3をつけていただいて、
0:29:38	ほか別にありませんしたものとして、管理区域内で
0:29:42	適切に管理というところに、
0:29:45	油脂の予算をつけていただければって矢印をつけて、またその放射性廃棄物等、
0:29:52	同じラインにしてしまうと話がややこしくなるので、
0:29:56	米印の三番、括弧の四角の中に書いていただければいいんだと思います。
0:30:04	あと最後の下の放射性廃棄物としての処分というところを消されたところなんですけど。
0:30:11	これだけ見るとすべて再申請するようにも読めてしまってですね。
0:30:17	なので、結局、放射性廃棄物として、管理管理処分ですかねということをする としますという
0:30:25	ちゃんと二つのライン分けて記載いただければ。
0:30:29	わかりやすいのかなと思います。
0:30:40	東京電力の上野でございます。まず一つ目のほうの
0:30:47	※3の1で説明とところにつきましては、もう結果といたしましたページのほうから打つにより要請したものとして、管理区域内で適切に管理の四角のところ に個目かをつけると。
0:31:03	いうところですよ。すいません60二つ目のほうの誘導。
0:31:09	いろいろ判断の最新性っていうところの
0:31:15	いえ、記載のXちょっと周辺のところ、すいません私の理解が悪くて申し訳 ございません。ちょっと油脂が
0:31:25	現状、今私が理解できなかったんですけども、ちょっともう一度お願いいたし ますすみませんで今下も矢印日本出てくると思うんですが、イエスノーによって 排出処分するものか、あとは、
0:31:40	それ以外のものになると思うんですがそのものをどう管理しますかということ が書いてないですよという意味です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:47	それを最終的にまた再申請をする可能性というのはあると思うんですが、現状のフローチャートをそのまま再申請となっているので、また再申請する形でしか書いていなくて、放射性廃棄物として管理しますよっていうことを書くべきではないかという趣旨です。
0:32:11	東京電力の上野でございます。
0:32:15	今NRI判断の再申請というところでやっていると言われる宍道一つだけになってございますけども、
0:32:24	いう持つっていうのは、例えば左側に矢印をもう1個つけて言えますか、させますとして管理でφによってはそれにも※4だと。
0:32:43	いう送水ませんと。
0:32:47	多分、ペンがあるんですか。東京電力の上野でございます。最初の前の前回ある記載といったようなイメージでおっしゃられてますかね。
0:33:00	もうちょっと廃棄物としての、今この子育て廃棄物の管理。
0:33:07	この外側っていう判断の再申請というところでしょうか。
0:33:14	これ違いますよね。以前書いていただいたのは、放射性物質としての処分って書いていただいたんですよね、今ツカベがしてきてるのはあくまでもその再申請する前の段階の放射性廃棄物として管理することがまずあるんじゃないですか。例えば、
0:33:33	それでときを見てはNRとして申請するものも出てくると。
0:33:39	そういう二段になるものを
0:33:43	二段として確認書いたほうがいいのか。
0:33:46	ということだと思うんですけど、前の話は処分ですよ。
0:33:52	はい。
0:33:54	東京電力の上野です。理解いたしましたっていう等、主体としてのひし形理論検出限界曲線の検出限界未満深まるのであれば、また炉規法からは外れないと。
0:34:09	なりますので、放射性廃棄物としての床面BまたはNRだんだん共済申請という形に修正したいと思います。
0:34:22	以上でございます。
0:34:36	はい。
0:34:38	フジモリさんが何かありますか。
0:34:48	フジモリです。今のところは別にまたはじゃなくて、趣旨としてはNRIが放射性廃棄物として管理で※4つけとけばいい、いいんじゃないですかね。なんかちょっとまたはだと。
0:35:03	または注意は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:05	まずは管理しますというところだと思うので、
0:35:10	あともう1点確認は
0:35:17	グレーの最初の検出限界値未満かっていう判断等、
0:35:23	下のほうの白抜機能基本件数限界曲線の検出器未満かっていうのは、これは経営違うんですかね、やり方が、
0:35:40	あともう一つの東京電力の上野でございます。
0:35:45	基本的には同じなんですけれども、ちょっと位置付けがやっぱ違うかってあると思っておりますけれども、下の指導ひし形の理論検出限界曲線の検出限界次ガードーいうところは、
0:36:03	前についてというのはどうして歓談するかでしている基本的な記録でもって当社が判断しまして、
0:36:14	それを継続確認の意味合いっていうことになります。
0:36:21	で、こちらの系統理論検出限界曲線の検出限界値未満かというのは、ゆっくりのオペフロRのガイドラインにも信頼性を高める観点から／確認を行うっていうことを
0:36:38	でございます、この制度が定着しまして、当社のプロセスもちゃんと問題なくできているということであれば、将来的には、
0:36:51	こちらのほうの理論検出限界の特定というのはなくしていけることになるからっていうふうに考えております。
0:37:02	以上でございます。
0:37:05	上のほうもオリオン検出限界曲線の検出限界値未満かって書いても同じなんですか。
0:37:50	はい。
0:38:09	。
0:38:11	ここ、
0:38:13	。
0:38:18	。
0:39:23	はい。
0:39:32	東京電力さん、いかがですか。
0:39:52	東京電力の上野でございます。
0:39:56	下の理論検出限界曲線等はここまでというて頸椎以下と思いますので、
0:40:07	次に、
0:40:11	そうしますとちょっと表現編成したほうがよろしいでしょうか。
0:40:19	うん。ちょっと方法がよくわかんないですけど、検出。
0:40:25	検討一、二万、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:28	うん。なんか、
0:40:30	総務部長のこれこれだけ見ると何か違うように、
0:40:36	見え見えちゃうんですけど。
0:40:42	もし違うようであれば、何か。
0:40:46	もうここじゃなくて表じゃなくて、そこの中でいいと思いますけど、説明を
0:40:52	加えて、
0:40:54	もらったほうがいいかなというところですね、そこを河成しますが、あともう1点 ですね、
0:41:05	上のほうの、結局その系統今スコープ貨物に汚染されたものとして管理区域 内で適切に管理しますと、
0:41:16	いうところ。
0:41:19	※3で一応NRと再申請が可能と。
0:41:25	いうふうになった。
0:41:26	てるんですけども。
0:41:28	結局だからここがまだ
0:41:31	経営と炉規法から発生系内っていうのがはっきりなってるんですかねっていう ところが、やっぱり
0:41:40	ちょっとわからなくて、
0:41:43	もちろんそのNR申請可能と書いてあるからまた外れてない。
0:41:49	という説明だと思うんですけども、そこが今の機器形状、
0:41:54	本当に何かそう読めるんですかねというところは最初から言って1桁と思うん ですけど、結局効果物により汚染されたものとして指定しか管理しませんとい うふうにしかならなくて終わっちゃっているんで、
0:42:08	規程上はNRとして判断してない状況。
0:42:15	なのに、何か
0:42:18	降下物としてだけ管理しますと、
0:42:21	いうふうにしかならなくて、何か読めないですよ。
0:42:24	そのほかのプラントはまず最初に出からNRの
0:42:29	多分その汚染状況調査とかがあった上での話だからそこは外れるのかもしれ ないんですけど。
0:42:36	東電の場合は何かそこがやっぱり明確ではなくて、あくまで硬化部つう廃棄物 として管理しますということだけでしかなくて本当にそれで明確ですかねとい うところが
0:42:51	最初からのやっぱり疑問が、
0:42:55	あまり解消されないですね、そこはどうですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:04	インター東京電力ウエノでございます。今程おっしゃられました硬貨物により、
0:43:12	弁したものと、管理区域内で適切に管理一般の国家末により汚染している ことに加えまして、まだおっしゃられた廃棄物でない廃棄物等は判断されてな い。
0:43:27	いうものになりますので、
0:43:31	はい。
0:43:34	だからそういう意味ではPd放射性廃棄物
0:43:39	ちょっと廃棄物であるとは言えないものをつて管理していくことになります。
0:43:48	だからそこは規定上も、このフロー上もその申請ができるとNRの審査できると いってたりはするんですけど、本当に放射性廃棄物管理になってるんですかっ ていうところがわからないですよ。
0:44:06	その時形状見ても、フロー図を見ても、
0:44:09	そ 32 条と 33 条バラバラなので、
0:44:14	その放射性廃棄物の管理なのか、NRの管理なのかって言ったら、保安規定 上だけを見ればNR廃棄物として管理しますとしか
0:44:25	見えないと思うんですよ。
0:44:31	MMRフォールアウト廃棄物として管理しますとしか見えないと思うんですよ。
0:44:45	。
0:44:49	うん。
0:44:50	だからそこをやっぱりこのフロー、フロー図のこの※3 のところも、
0:44:55	申請が
0:44:58	可能。
0:45:00	キュー前にやっぱりその放射性廃棄物
0:45:05	プラスホールアウト廃棄物として管理しますっていうのを明確にやっぱり書くべ きだし、それを本当に今の保安規定の規定上で大丈夫ですかっていうところを 十分に検討していただきたいということですね。
0:45:51	はい。
0:47:00	そう。
0:47:00	そうでしょう。
0:47:02	決得です。
0:47:32	東京電力の上野でございます。ちょっと今のところに適用する前バス等、この フローの形というのが追加転出 2 月 25 日の審査会合いたしたような
0:47:50	いう形に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:53	やはりかなというふうに考えてるんですけども、次流量制限したものとして、管理区域内で適切に管理からそのコピーが飛んでですね。
0:48:07	それがある一定のその主体肝と放射性廃棄物としての管理、
0:48:16	じゃあ、また大いなる判断の再申請
0:48:20	ていような流れ流れになっているというふうに理解しています。
0:48:28	だからまたはっていうよりは、まずは放射性廃棄物として管理プラスホールアウト廃棄物として管理っていうことでやってそのあとのまたはなんか系列で書くとおかしいですよ管理。
0:48:44	まずは管理して最終的に
0:48:47	計とも1回のある申請する。
0:48:51	K-Rがあるかもしれないですけど。
0:48:59	東京電力の上野でございます。ただ系でそういう意味では放射性廃棄物としての管理点ではMOXもそこに個目やて一あのNRI申請も、
0:49:13	できるように、今読めるといえば、
0:49:17	うん。形でどうでしょうか。藤野社長。
0:49:21	そうですね。
0:49:23	だから、
0:49:26	フォールアウト廃棄物
0:49:28	プラス、放射性廃棄物としての管理をしていて、最終的にNRC申請せずに、
0:49:36	放射性廃棄物として、
0:49:39	処分するっていうことも、
0:49:41	あり得るんですよ、きっと。
0:49:49	東京電力の上野です。その通りでございます。
0:49:54	うん、だからまたはじゃやっぱりおかしく
0:49:57	二つパターンに管理当社材として管理として書いておいて最終的にJRの申請になるか、或いは放射性廃棄物として処分するかっていう味覚だと思んですけどね。
0:50:19	高放射性廃棄物として管理として書い
0:50:22	ガス、
0:50:24	いいのか、放射性廃棄物として管理として書いといて、NR再申請可能というふうに書くのは、
0:50:31	いいと思いますけど。
0:50:34	ということですね。だからやっぱりそこが
0:50:38	例えばあれですかね
0:50:42	グレーのラインで検出限界未満か硬貨物によるもので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:49	降下物による汚染、
0:50:52	PS
0:50:54	で、
0:50:56	そこで先ほど言われたから、結局プラント由来汚染かどうか、
0:51:04	判断できると。
0:51:06	言っておきながら、
0:51:10	そこで本当はず外せないんですかね、その放射性廃棄物としての管理、管理は、
0:51:17	NRの判断、もうそこに
0:51:21	加えてしまえば、
0:51:23	基本
0:51:25	放射性廃棄物としての経営管理は必要なくなってあくまでフォールアウト廃棄物としての管理っていう
0:51:33	流れにできると思うんですけど。
0:51:36	そこを今回
0:51:39	金庫貨物の判断ししないで、
0:51:44	放射性廃棄物として管理しますっていう、
0:51:48	流れに何かわざわざする。
0:51:51	必要性もあるんですかねそこではちょっとだから流れとしては30ますけど。
0:51:58	硬貨物の判断の中にNRの判断も、
0:52:03	結局そのさっき言われた降下物によるものか、施設勤務の判断でプラント由来も判断できる中であれば、
0:52:11	NRIの判断もあわせてやってしまえば、結局やる人は同じなのに、
0:52:17	何かちょっと
0:52:20	そういう工夫もできんじゃないかなっちゃう。
0:52:23	ことですけどね、相当ですかね。
0:52:30	東京電力の上野でございます。また予防豊かな力ですけども、今ftなどステイが判断するっていうところは使用履歴の設置状況の記録等により、
0:52:47	号線がないっていう
0:52:50	いうところを判断しますので、今時点で検討を性がいいからいいっていうわけではなくなったという時そのオーバーA棟またその時間的なものも含めて汚染がないっていうことを
0:53:08	歓談する必要がありますので、
0:53:12	ここで今分けて書いているということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:19	だから、いや、フジモリですけど私が言ってんのは、今のそのNRの汚染履歴とか判断を降下物によるものから後に入れてしまえば、そこで基本放射性廃棄物組合かどうかという判断をしまえんじゃないですかってことなんですけど。
0:53:42	。
0:53:47	はい。
0:53:48	はい。
0:54:01	東京電力の上野でございます。そういう意味では国のガイドライン報告書を進まそこを一つ
0:54:16	そこへのとりますと、あとその効果のⅡの影響を評価してそのあと放射性廃棄物でない廃棄物の判断に進むって流れになってますので、
0:54:32	そこにのつとった形で条文機械1ているということになります。
0:54:39	はい。
0:54:42	フジモリですけども別に情報は全然関係ないと思いますけどね。だから想像
0:54:48	今回、フォールアウトガイドラインで設計そこでどう
0:54:52	どこまでそんな厳密についていかよくわかりませんが、
0:54:58	結局その検出限界値までホールアウトによるものってなった時点であとは本当その次に使用履歴等からNRとして氾濫。
0:55:12	するかどうかというそこ
0:55:15	いえることは、ちょっとガイドライン長よくわかりませんが、
0:55:19	いや、リリカラってような気がしますけどね流れとして、
0:55:27	はい。
0:55:29	はい。
0:55:59	東京電力ウエノでございます。今フジモリさんのおっしゃられた言葉は合理的でいい流れだっというところは理解いたしました。たった場合づくりをもうガイドライン報告書、こう持つとるような形で、
0:56:18	やりますと、
0:56:21	今の当社の設備来てるようなフローの流れがあるということにさせていただきます。
0:56:30	ですけど、フジモリですけど、だからそこは本当ガイドライン上そんな明確に分けて、そのすべて終わってからじゃないとNRAの判断ができないっていうことになってるわけですか。
0:56:44	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:45	東京電力の上野でございますけれども、そうですねモースそうなっております、Ricker波先に継電器グラウトを固化物の影響を評価してそのあと放射性廃棄物としての
0:57:03	放射性廃棄物でない廃棄物の判断をするという頑張りになっております。
0:57:09	以上でございます。
0:57:13	わかりましたそれにのっとして、これしかできないちゅうことで理解しましたが、はい、わかりました。
0:57:32	県がそうするといよいよもって、さっきの硬貨物によるものとして管理組合空気適切に管理っていう
0:57:41	規定だけだと規定上本当にやっぱり
0:57:45	放射性廃棄物としての管理が外れてないっていうのが、
0:57:49	見えにくいですよねっていうところがあるので、そこをちょっと十分検討していただいて、時形状保安規定の今の規定上でいいのかどうかっていうところ。
0:58:02	改めて検討してもらいたいんですけど。
0:58:19	はい。
0:58:21	記
0:59:21	はい。
0:59:22	はい。
0:59:37	ですから、
0:59:39	はい。
0:59:40	東京電力の上野でございます。
0:59:43	保安規定の条文としましては第 33 条のか積影響による効果ガスの影響の評価のところ、ここは全体を通じ系炉規法の中でやるので。
1:00:00	委員。
1:00:02	加味されてまして、放射性廃棄物でない廃棄物のところで判断をしてそれでオーケーであれば、来法から外れていくっていう、そういう流れで、
1:00:18	条文を分けております。
1:00:22	吉森です。だから、今のがどう読めるんですか。
1:00:29	はい。
1:00:35	あと、
1:00:40	非
1:00:41	東京電力の上野でございますけども、3000 人以上。
1:00:47	それで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:48	放射性廃棄物に使い切る修復につきましては、条文の中でももうこういう判断を満足すれば、おっしゃってからでない廃棄物と判断することができるというところで設けて、
1:01:07	労基法からするという。
1:01:10	記載になってございます。
1:01:14	第 33 条につきましては広告物の影響評価のところでございますので、これは広告物の影響を評価しているという
1:01:29	規制しているという状態になってます。
1:01:43	東北電力の上野でございます。それを見直そう官邸に眺望でしかねとおっしゃったような廃棄物でない廃棄物等案できないというんですというふうに定義してございます。
1:02:06	安池異常ですとか、以上です。
1:02:11	はい。
1:02:13	結局、
1:02:15	はい。
1:02:18	はい。
1:02:20	はい。
1:02:46	はい。
1:02:48	はい、規制庁ツカベですけど。
1:02:54	規制庁ツカベ
1:02:57	書かれている。
1:03:00	はい。
1:03:01	アルバック、
1:03:06	合わせていいです。
1:03:09	という二つのことが 33 条では、今の書き方では読めないということで、
1:03:16	他プラントでは汚染量
1:03:21	隠している検出限界未満あったという最初のフロー率いっても、現行の規定で書いていない。
1:03:30	そのあとプラント以内であるかと。
1:03:33	いうことで、
1:03:33	でも、現行の規定では、
1:03:36	言えないような気がしています。
1:03:39	あって、全体的に
1:03:45	何か書き込めなかったとっておりますので、
1:03:50	そういう観点でいうと、今回、他プラントのものを聞いてますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:56	まさに
1:03:58	足りてないことをご説明されてるような気持ちですね。
1:04:03	そこは先ほど言ったように、再度御検討いただければと思います。
1:04:10	以上です。
1:04:16	はい。
1:04:19	記
1:04:21	黄色の東京電力の上野でございますと馬渡温泉ございませぬ。ちょっと音声 がですね聞き取りづらくてですね、もう一度再指定とお話しただけるとありが たいんですけども、もしかしたら預からのどなたかいうと、
1:04:41	なってないとか、そういう状況でございますかね。
1:04:48	はい。時制度掴めですんで3でいうと、33条側で先ほどお話があったように、 放射性廃棄物としての管理というの出てくる話なので、そこについては、
1:05:02	しっかり書かれる。
1:05:04	べきだと思っていますし、
1:05:07	他プラント、先行炉では汚染状況調査で、
1:05:14	検出限界値未満であることというのがちゃんと規定されていない以上かどうか で判断するというプロセスが書かれていて、
1:05:23	トレンの場合はそれに加えてちゃんとプラントの金かというの、33条側で、
1:05:30	やりますということはこのフロー上は言われているので、そこらについても当 然、
1:05:36	規程
1:05:38	2書かれるべき。
1:05:40	ことではないかと思っています。
1:05:44	今回他プラントのものを最終的に参考で書かれてますけど、まさしくその過不 足というか、そもそもそれをちゃんとせ整合してますかと。
1:05:59	いう観点でもう一度見ていただきたいとあまり、その他プラントでこうなっていて という引用する。
1:06:09	保安規定もあまりいい例ではないのかなと思っています。
1:06:14	以上です。
1:06:23	はい。
1:06:24	東京電力の上野でございます。また硬貨物の提供を受けたものは保安規定の 情報の一番最後にも書いてございますが発電所内定
1:06:40	適切に管理するっていうところが放射性廃棄物として今の感じてるっていうこと になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:52	二つ目のほうですね検出限界値未満かっていうところにつきましてはそのために電力さんが検出限界値未満カードっていうところに1回して福島第二では検出見解以上だっていることで、条文がスタートしているのです、
1:07:11	そこからの機械によるっていうふうに情報も規定しております。
1:07:18	国家分析に対して、
1:07:34	評価評価の結果、つまり東京電力の上野でございます。すいませんちょっと言葉足らずで申し訳ございません。
1:07:41	先ほどの検出限界値未満そのため電力さんの検出限界値未満というのはホウライとの分布調査するのを時次開通未満っていうところ言ってございまして、そこに対しましては
1:07:57	福島第二は全部均質銀河以上っていう扱いで条文がスタートしております。
1:08:04	以上でございます。
1:08:08	はい、規制庁つかベースで1点目のその管理区域内で管理されるというのは今言われているのは、ホールアウト等、
1:08:16	広告物によって汚染された。
1:08:20	廃棄物として管理しますと言っていますけど。
1:08:24	フロー見ていただければわかりますけど、そのプラント依頼かというのは判断した上で、
1:08:30	それがプラントイライラした場合、放射性廃棄物だというフローになっていて、そこについては、現状の規定では何もさえ、そういう説明をされていないですねというのが一つです。
1:08:45	で、
1:08:47	先行と違って汚染分布調査していないということなんですけど、そもそもその今回廃炉、廃止措置をするにあたって当然汚染状況とかも調査されると思うんですけど。
1:09:03	逆にあそこ。
1:09:06	青線っぽ事前に図るという手段もあると思っっているんですけど、そこをされないで、
1:09:13	前回の説明だと汚染については、古浦トイレのものについては限定的だと考えていますという御説明だったかと思うんですが、そこを
1:09:25	従来の立場と同じ形で対措置を進めていこうというのは、
1:09:32	一つの判断だと思うんですけど、どういう考えなんですかね。
1:09:45	今日からです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:46	東京電力の上野でございます。まずホールアウト等の影響につきましては改めてその全然等を請求評価するっていうわけではなくて、9 対象物に対して、その集う影響評価をしていくということで、
1:10:05	考えております。
1:10:10	以上です。
1:10:14	きちっとツカベツアーのフォローアップの調査のとこだけの御回答だったんですけど。
1:10:20	そこは多分、今回の議論とは本来は外れると思っておりますが、
1:10:28	実際今回の廃止措置ということで、施工は走向になるので、
1:10:33	それを壊したために、このプロセスで確認して、
1:10:38	毎回確認して、
1:10:40	管理区域あるものについては全部確認していくというのが合理的なのか、それとももともとからホールアウトで汚染されていると思われるエリアはここだという限定をかけて、
1:10:55	廃措置を進めていくっていう考えを持っており得ると思っておりますんですけど。
1:11:00	そこについてその従来通りで、汚染全部汚染されてるものでとってまして。
1:11:08	やっていきますというのは、
1:11:10	どういう御説明があるんですかね。
1:12:20	期生とツカベです。つまりちょっと書き方をしてしまったかもしれないんですが、そういうやはり装置を
1:12:28	実施するにあたって、全体としてどう
1:12:33	廃止措置を進めていくっていうのは全体で考えていただいて、それを
1:12:39	そのプロセスについては適切に保安規定に変えていただきたいと思っていて、今回のちょっといろいろやりとりをさせていただいて、ちゃんと考えられて、その従来こう書いてあるからとか、他プラントでこう書いてあるからということで、
1:12:56	説明をされているような気がしてですね、何となくちゃんと中で検討がされてるのかっていうのがあまり伝わってこないと思っていて、そういった意味も含めてコメントしています。
1:13:35	東京電力の上野でございます。
1:13:38	まず文教調査ポラテクノグループの調査につきましては、今日抵当期を変えて何回も言ってやるっていうものではないというふうに理解してまして、
1:13:53	例えば委員会決議だったらまだ日何年後かにあるっていうそういうものではないと考えてますテーマそういう意味で福島第二はもうソーラーと汚染したものととして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:08	いや、県立安藤部長っていう検出限界以上からスタートしているということになります。
1:14:17	いうところの保安規定の情報でございますけれども、
1:14:22	バーのこちらのアプリのガイドラインへとも報告書見て条文をつくってございませぬけれども、
1:14:31	劇当然のことながらゼロからつくっているわけではございませんで、やっぱのプラントの記載ともういる参考にしながらつくれるつく作らせていただいているということではあります。
1:14:49	ちょっと何も考えて作っているということで、ここではございません。
1:14:55	以上でございます。
1:15:07	はい、規制庁ツカベです。すいませんちょっと話が発言したんですけどそういう意味では、
1:15:13	他プラントでは、検出限界ついで以下であるかどうかというのは、汚染状況の調査で確認をしていると。
1:15:22	今回はそれは一連の作業として 33 条に含めていますと、
1:15:27	いうことであつたとしてですね、その場合、／プラントについては 10mSvかどうかというところから、
1:15:37	書けばいいと思うんですが、
1:15:41	御社の場合については、その前に検出限界値かどうかやるとか、プラント依頼であるかどうかというのを見て、放射性廃棄物として管理するというものもその中では出てくると。
1:15:55	そこについては、現行の規定では読めませぬよねというのがすてき。
1:16:02	その他も含めて全体見直ししてくださいねという、
1:16:07	意図で、先ほどからお話ししているんですけど。
1:16:43	まず、
1:16:44	東京電力の上野でございます。今この当社のこのフローで書いている検出限界値未満カードっていうのは一点鎖線一点鎖線で囲んでおりますようにリニューアルファンなんです。これ後も、
1:17:02	RIDM枯渇の影響から年間 10 マイクロ以下の判断の中での経常検出限界を超えているかどうかというところの測定でありますって、その結果をもとに、
1:17:16	年間 10mSv/hセシウム 134137 について 100Bq/kg以下とこれを評価するのにすべく組織が必要なので、このN5ヶ月の影響年間 10 マイクロっていう中で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:36	できるものでございますのでコア或いは今のところのひし形三つに分かれているところはその社内規定でところも含めて、細かくルールへと書いているっていうのはそういうことになっております。
1:17:53	以上でございます。
1:18:02	規制庁使える。
1:18:03	そう。
1:18:05	あまり同じ議論をやりとりしていても建設的ではない。
1:18:10	ですが、
1:18:13	各行為について、どこまで書くかって言うのはおっしゃる通りだと思いますが、ただ少なくともその今は 10 マイクロ超えるかどうかというところを見るとしか書いていなくて、
1:18:25	そこだけでいいですかという話と、またこれも繰り返してしまいますけど。
1:18:32	放射性背景の一つとして管理するというものもこの条文の中では出てくるわけで、それは少なくとも、
1:18:40	読めないですよねということ
1:18:44	何度も言っているだけです。
1:19:19	東京電力の上野でございます。ちょっと今日ご指摘いただいた内容をこちらでもう人成立待ちで当検討させていただきたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。
1:19:42	警察が私はい、それをお願いします。
1:19:48	という
1:19:49	回答になります。
1:19:55	学校のフジモリ社か何かあればお願いします。
1:19:59	フジモリですけど今の通りで一同検討いただいてもう一度整理したもので出し直していただいてそれで必要に応じてヒアリング 7 日会合なのかっていうところだと思うので一度ちょっと整理。
1:20:18	規定が今日の指摘を踏まえて、資料直してもらえればと思います。
1:20:30	はい、東京電力ウエノでございます。了解いたしました。以上でございます。
1:20:38	はい。教徒 10 電力さんからです。
1:20:41	御説明を予定していたものは以上ですか。
1:20:47	東京電力オオツカSPヒアリング資料として準備したものは以上ですと現地調査の同じところも少しできたらと思うんですけどそれをこの後のほうがよろしいですか。町グレーだったところでございます。
1:21:03	でしたらこちらからは以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:06	補足説明資料のほうは、特にモースご説明いただいた資料以上の話はないですかね、例えば、
1:21:16	最後の資料なんかを一つストーリーをこちらに入れてくださいという話もあったかなと思うんですけども、そういった修正は、今回はされている。
1:21:25	間の東電の大塚です。いわゆるそのまとめ資料のようなものは今作成中でございます。あとできましたら御提出いたします。はい。
1:21:35	わかりました。
1:21:37	それではヒアリングは以上で終わりたいと思いますが、取出作業よろしいですかね。
1:21:44	はい、ありがとうございますようじゃこれよりされました。
1:21:50	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。